

様式第五号の二（第三条の二関係）

※※ 第	号	※市 町 村 受 付 年 月 日	令和	.	.
<b>児童扶養手当支給停止関係</b> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">発生 消滅 変更</span> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">}</span> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">届</span>					
(ふりがな)			② 証 書 番 号		
受給資格者名	氏				
受給資格者住所	〒 熊本市		Tel (自宅)	(携帯)	
① 支給停止事由発生 (変更) <span style="float:right">令和 年 月 日</span> イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 所得の高い人と婚姻した。 ハ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童と養子縁組をした。 ニ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条の児童(孤児等)が死亡した。 ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童(孤児等)に該当しなくなった。 ト その他 ( )					
② 支給停止事由消滅 (変更) <span style="float:right">令和 年 月 日</span> イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。 ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。 ニ 所得の高い配偶者が死亡した。 ホ 法第9条の児童(孤児等)を養育するようになった。 ヘ 養育している児童が法第9条の児童(孤児等)に該当するようになった。 ト その他 ( )					
上記のとおり、児童扶養手当支給停止 <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">発生 消滅 変更</span> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">}</span> について届け出ます。  令和 年 月 日  氏名 _____  熊本市長 宛					
上記の届出により発生した児童扶養手当の過誤払いについて、下記のとおり、今後の手当の内払いとしてみなし、支払いを調整していただくよう申し立てます。  1 過誤払い総額 <span style="float:right">円 (平成 年 月から 平成 年 月までの分)</span> 2 支払調整金額 <span style="float:right">平成 年 月分の手当から毎月 円 (最終月で端数調整)</span>  令和 年 月 日 氏名 _____ 熊本市長 宛					

変更前	支給区分	手当月額	円	変更後	支給区分	手当月額	円
	全部支給・一部支給・全部停止				全部支給・一部支給・全部停止		

送付【令和 年 月 日】	
文 書 番 号	
支給停止通知	保子発第 号
支給停止解除通知	保子発第 号

処理経過			
入 力	二 次 審 査	一 次 審 査	受 付

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について					
⑳ 年分所得	㉑ 請 求 者	㉒ 配 偶 者	㉓ 扶 養 義 務 者 (請求者との続柄)		
氏 名			( )	( )	
㉔ 個 人 番 号					
㉕ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については㉖老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数㉗特定扶養親族の数㉘16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	人	人	人	人	
	(㉙) 人	(㉙) 人	(㉙) 人	(㉙) 人	
	(㉚) 人	(㉚) 人	(㉚) 人	(㉚) 人	
㉛ ㉜以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人				
所得額	㉝ 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円	円	円	円
	㉞ 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額	円	円	円	円
	母又は父に対し支払われた額	円	円	円	円
	母又は父に対し支払われた額の8割相当額 A	円	円	円	円
	児童に対し支払われた額	円	円	円	円
	児童に対し支払われた額の8割相当額 B	円	円	円	円
合計 A + B	円	円	円	円	
控除	㉟ 障がい者控除	(普通 人)(特別 人)	(普通 人)(特別 人)	(普通 人)(特別 人)	(普通 人)(特別 人)
	㊱ 寡婦控除・寡婦控除特別加算(請求者が母の場合は控除しない)、寡夫控除(請求者が父に場合は控除しない)、勤労学生控除	寡・特寡・勤	寡・特寡・勤	寡・特寡・勤	寡・特寡・勤
	㊲ 雑損控除	円	円	円	円
	㊳ 医療費控除	円	円	円	円
	㊴ 小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円
	㊵ 配偶者特別控除	円	円	円	円
	㊶ 地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)	円	円	円	円
	㊷ 児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除(社会保険料等相当額)	8 0 0 0 0 円	8 0 0 0 0 円	8 0 0 0 0 円	8 0 0 0 0 円
	㊸ 控除後の所得額	円	円	円	円
	所得制限限度額	全部支給	円	円	円
一部支給		円	円	円	円
私は、この届出をもって熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第15条第3号の規定による届出を行います。 ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証番号(申請者)【 _____ 】  氏名 _____  熊本市長 宛					

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。  
 ◎ 字は楷書ではっきり書いてください。

児童手当	子ども医療	管 轄 区			
済・未	済・未	北・西・中央・東・南			

# ( 裏 面 )

## 注意

### 1 ①の欄について

- (1) 手当が一部支給となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父又は母の場合には、父又は母と民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下単に「扶養義務者」という。)とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養親族に生計を維持されるようになった場合を指します。
- (3) ハからヘまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていることまたは明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- (4) ヘの該当しなくなった」とは、次のような場合をいいます。
  - ア) 児童があなた以外の人の養子になった
  - イ) 生死不明の父又は母が生存していることがわかった
  - ウ) 父又は母の拘禁が終了した
  - エ) 児童の父又は母が明らかになった
- (5) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数がへつた場合(いなくなった場合を除きます)には、合わせて児童扶養手当額改定届を出してください。
- (6) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届をだしてください。

### 2 ②の欄について

- (1) 手当が全部停止となつている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書をだしてください。

### 3 この届けに添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、区役所又は総合出張所の人に確認してください。

- (1) ①の欄のイ又は②の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び扶養されるようになった(又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した)ことが明らかになる書類
- (2) ①の欄のロ又は②の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)した(又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した)ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び世帯全員の住民票の写し
- (3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本
- (4) ①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなった(又は養育するようになった)ことが明らかになる書類と世帯全員の住民票の写し
- (5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類
- (6) ①の欄のヘ若しくはト又は②の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

### 4 この届について分からないことがありましたら、区役所又は総合出張所の人によく聞いてください。